

BRSO基本課程 認定指導員基準規程

平成 20 年 6 月

有限責任中間法人ボディリラクゼーション従事者安全・安心機構

BRSO基本課程 認定指導員基準規程

(BRSO認定指導員の目的)

第1条 BRSO認定指導員は、BRSOが指定するテキストの学習指導、検定試験の受験指導、その他BRSOが指示するカリキュラムの学習・実習指導などを行うことを主たる目的とする。

(BRSO認定指導員が受講者に指導するカリキュラムの決定権)

第2条 BRSO認定指導員が受講者に指導するカリキュラムについては、BRSOが別途定めるものとする。なお、BRSO認定指導員はカリキュラムの改変などについて、BRSOに対して意見を提出することができる。

(BRSO認定指導員の指導方法について)

第3条 BRSO認定指導員は、BRSOが定めるカリキュラムを受講者に指導するに当たって、BRSOが意図するカリキュラム本来の目的を達成する範囲内において、独自の裁量で受講者に指導を行うことができるものとする。

(BRSO認定指導員に対する指導)

第4条 BRSOは、必要と認められた際に、BRSO認定指導員に対して指導を行うことができる。

(BRSO認定指導員の審査を受ける者の手続き)

第5条 BRSO認定指導員になる審査を受ける者は、自薦ないし他薦によってBRSOに申請することができるものとする。

また申請にあたっては、別途BRSOが定める申請書に経歴・保有資格などの必要事項を記載して、提出しなければならない。他薦の場合もこの手続きは同様とする。

(BRSO認定指導員の審査拒否)

第6条 BRSOは、第5条に基づいて提出された申請書に以下の要件を見つけた時は、BRSO認定指導員の審査を拒否できるものとする。

- 1 申請書の内容があきらかに虚偽であると認められた場合。
- 2 申請書に記載された審査を受ける者が、過去に医療関連法規をはじめとした各種法令に違反し、行政処分以上の処遇を受けたことが認められた場合。

(BRSO認定指導員の審査と任命)

第7条 BRSOは、第5条に基づいて申請された者を審査し、BRSO認定指導員として任命する。なお、BRSO認定指導員に任命される者は、以下の1項から3項のうち、いずれか一つの条件を満たすこととする。

- 1 医師、歯科医師、柔道整復師、あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師、理学療法士、薬剤師、看護師、保健師、助産師のうち、いずれかの国家資格を有する者。
- 2 介護福祉士、精神保健福祉士等の医療系・福祉系の国家資格を有する者。
- 3 大学・専修学校・専門学校（政府管掌の教育機関を含む）・各種学校において、一定の期間教育に携わった経歴を有し、BRSOのカリキュラム指導にあたって適任と思われる者。

(BRSO認定指導員の解任)

第8条 BRSOは、以下の事項に該当するBRSO認定指導員を解任することができる。ただし、BRSO認定指導員に対して、弁明の機会を与えるものとする。

- 1 第5条で規定するBRSOに申請した経歴・保有資格等に虚偽が認められた場合。
- 2 第1条で規定する目的に反する行為で、BRSO認定指導員の名称を使用した場合。
- 3 第2条の規程に違反し、かつ、第1条で規定する目的に反する指導を受講者に行っていることが明確になった場合。
- 4 第3条で規定するBRSO認定指導員に認めた独自の裁量で受講者を指導する権限を拡大解釈し、第1条で規定する目的を逸脱する指導を行っていることが明確になった場合。
- 5 法令違反、もしくは別途定めるBRSOの各種規程に違反していることが明確になった場合。

附 則

- 1 この規程は平成20年6月6日から適用する。
- 2 この規程は、理事会の議決により変更することができる。